

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から38年3月まで

私は、昭和37年4月にA社を退職し、同年8月ごろに退職金を受け取った後、B市の国民年金担当窓口で国民年金の任意加入手続を行った。この時、60歳までの国民年金保険料を一括で納付することを希望したが、窓口担当者から、「それはできない。」と言われたため、昭和37年度の8か月分の保険料として800円を納付した。

しかし、社会保険庁の記録では申立期間が未納となっており、納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、昭和49年1月からは、第3号被保険者となった期間等を除き付加保険料も納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「昭和37年8月ごろに国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。」と主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人が昭和37年8月23日に国民年金に任意加入したことが確認でき、申立人が納付したとする申立期間の保険料額は、当時の申立期間に係る保険料額と一致しているなど、申立人の主張に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、社会保険事務所に国民年金保険料納付記録の照会をしたところ、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。申立期間当時、夫婦二人分の保険料を口座振替により納付しており、通帳にも記帳されている。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、平成 17 年 9 月に厚生年金保険の被保険者となるまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の夫及び A 市から B 町（現在は、C 市）に転居後は同居して一緒に保険料を納付していたとする申立人の義母も、申立人の申立期間を含め国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦及び義母の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持している当時の預金通帳から、申立人夫婦が申立期間直前の昭和 53 年 12 月までの期間に係る申立人夫婦の国民年金保険料を口座振替により納付し、A 市から B 町への転居に伴い、申立期間内の昭和 54 年 3 月 2 日に当該口座を解約していることが確認できるところ、社会保険事務所は、何らかの理由で口座振替により国民年金保険料を収納できなかった場合、現年度分の納付書については市町村が、過年度分の納付書については社会保険事務所が、それぞれ発行していたとしており、申立人の申立期間に係る納付書についても、当該口座を解約した同年 3 月以降に、

申立人に対して発行されていたものと考えられることから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成元年6月から2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成2年6月まで

私が20歳になった昭和63年5月から平成2年6月までの期間については、社会保険庁から、それまで国民年金に関する案内状や納付書等は一切送付されなかったのに、同年7月ごろに突然、社会保険庁から督促状と納付書が送付されてきた。私は、すぐにA社会保険事務所に行き、未納となっている2年分の国民年金保険料を分割で納付するための納付書を作成してもらい、その後、2年以内に未納となっていた期間の保険料をすべて納付した。

私は、平成2年分及び3年分の確定申告の際、国民年金保険料の控除を申請していると思うので、間違いなく申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成元年6月から2年6月までの期間については、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間以降において、厚生年金保険から国民年金への切替手続は適切に行われているほか、11年6月以降は、定額保険料に併せて付加保険料も納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「社会保険庁から督促状が送られてきたときの国民年金の未納保険料は20万円から30万円ぐらいであったので、その一部を母親に送金してもらい納付した。」と主張しているところ、申立人の

母親も、「2年分の保険料の金額が約30万円と聞いて驚いたが、息子に頼まれて、その一部を送金したことを覚えている。」と証言している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、平成3年7月ごろと推認でき、その時点では、当該期間の国民年金保険料は、過年度納付により納付することが可能である上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が申立期間直後の2年7月から3年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、当該期間についても過年度納付により納付されたものとするのが自然である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和63年7月から平成元年5月までの期間については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、平成3年7月ごろであり、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年6月から2年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 59 年 2 月に、A 市にある事業所に就職したが、そのころに国民年金の加入手続を市役所で行った。その際、市役所の担当者から、「保険料は 2 年間さかのぼって納付できる。」との説明を受けたので、その時点で納付できる分の納付書を発行してもらった。その納付書で納付したかどうかや納付時期は覚えていないものの、申立期間の国民年金保険料も含めて 2 年分の保険料を社会保険事務所で納付したことは覚えている。

申立期間のみが未納ということは考えられないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人が主張するとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 2 月に払い出されたと推認でき、その時点で過年度納付により納付することが可能であった申立期間直前の 57 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料は納付済みとされているほか、申立期間直後の 58 年 4 月以降の国民年金保険料はすべて納付済みとされており、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

また、社会保険庁において、年度途中で未納期間がある被保険者記録（特殊台帳）は保存することとされているにもかかわらず、申立人の特殊台帳は保存されていないことから、申立人の申立期間に係る国民年金の記録は適正に管理されていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年3月1日）及び資格取得日（昭和41年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から41年4月1日まで
私は、昭和39年4月1日にA社に営業部長として入社し、41年9月13日に退職するまで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録上、申立期間における厚生年金保険の加入記録が欠落している。申立期間についても、間違いなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管しているA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和39年4月1日に当該事業所に係る被保険者資格を取得し、40年3月1日に被保険者資格を喪失後、41年4月1日に当該事業所に係る被保険者資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

しかし、申立人は、「私は、A社に営業部長として入社し、申立期間を含む昭和39年4月1日から41年9月13日までA社に継続して勤務していた。」としているところ、社会保険庁の記録により、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和40年1月5日に取得し、同年9月1日に被保険者資格を喪失した者及び同年9月1日に被保険者資格を取得し、41年4月6日に被保険者資格を喪失した者は、いずれも「私がA社

に勤務していた間は、申立人もA社に勤務していた。」と証言していること、及び申立期間当時、当該事業所に係る被保険者資格を取得している者で事情を聴取できた5人は、いずれも「申立人は営業部長であった。」又は「申立人は営業を担当していた。」と証言していることから、申立人が主張するとおり、申立人は、申立期間においてA社の営業部長として継続して勤務していたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和39年10月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主及び役員は死亡又は所在が特定できず、これを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年3月から41年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和36年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40年11月11日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められるとともに、B社の事業主は、申立人が41年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和36年12月から37年9月までの期間を8,000円、同年10月から38年9月までの期間を1万2,000円、同年10月から39年9月までの期間を1万4,000円、同年10月から40年10月までの期間を1万8,000円並びに41年3月及び同年4月を1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から42年4月まで

私は、昭和34年に家族でC市からD市に移住し、同年4月から母親と一緒にD市にあった工場に勤めた。会社の名前は、E社であったと思う。私は、製品を包装し、それを箱に入れる仕事をしていた。母親は途中で転職したが、私は続けて勤務した。

その会社を辞めた後、別の会社に勤め、製品を包装する仕事をしてしたが、勤務していた期間及び会社名ははっきりとは覚えていない。

現在、障害年金を受給しているが、D市で勤めていた期間の厚生年金保険の記録が無いことが分かり申立てをした。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年12月25日から40年11月11日までの期間

及び41年3月1日から同年5月21日までの期間については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人と同姓同名（片仮名表記）で生年月日が異なる者の未統合の記録があり、当該記録にA社及びB社における被保険者記録が記載されているところ、社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、i）申立人と同姓で名前の表記（名簿上は漢字、申立人は一部が片仮名）が異なり、生年月日（名簿上は昭和19年*月*日、申立人は同年*月*日。なお、申立人の妹は21年*月*日）が異なる者の被保険者記録（昭和36年12月25日に被保険者資格を取得し、40年11月11日に被保険者資格を喪失）が確認でき、ii）その者の記録の直後に申立人の母親と同姓で名前の表記（名簿上は平仮名、申立人の母親は片仮名）が異なり、生年月日（名簿上は明治41年*月*日、申立人の母親は40年*月*日）が異なる者の被保険者記録（昭和36年12月25日に被保険者資格を取得し、40年8月26日に被保険者資格を喪失）が確認できるほか、iii）それらの者の厚生年金保険記号番号は連番となっていること、及び社会保険庁が保管しているB社に係る被保険者名簿を見ると、A社と同様に申立人と同姓で名前の表記が異なり、生年月日（当該名簿上は昭和14年*月*日と記載されているが、「19年」を「14年」と誤記したものと推認される。）が異なる者の被保険者記録（昭和41年3月1日取得、同年5月21日喪失）が確認できる。

また、申立期間にA社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた4人のうち2人は、それぞれ「申立人と同姓の女性が、製品の発送室で働いていたことを覚えている。」、「F県出身の女性が働いていたことは覚えている。私（昭和18年生まれ）と年齢が近い人であった。」としている上、申立人と同姓の未統合の記録と「母親と一緒に工場に勤務し、母親は途中で転職したが、私は続けて働いた。その会社を辞めた後、別の会社で製品を包装する仕事をしていた。」とする申立人の記憶とはおおむね一致しており、当該未統合の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和36年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40年11月11日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められるとともに、B社の事業主は、申立人が41年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月21日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿の記録から、昭和36年12月から37年9月までの期間を8,000円、同年10月から38年9月までの期間を1万2,000円、同年10月から39年9月までの期間を1万4,000円、同年10月から40年10月までの期間を1万8,000円並びに41年3月及び同年4月を1万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和34年4月1日から36年12月25日までの期間、40年11月11日から41年3月1日までの期間及び同年5月21日から42年4月までの期間については、申立人は、「E社という会社に勤務し、製品を包装し箱に入れる仕事をしていた。」と主張しているところ、社会保険庁の記録上、申立期間当時、D市内にE社として厚生年金保険を適用されていた事業所は見当たらず、D市内にある類似の事業所名で厚生年金保険を適用されていた事業所としてG社が確認できるが、G社は、申立人が内装していた製品とは別の製品を製造する事業所であり、申立人が勤務していたとする事業所とは事業内容が異なる上、社会保険庁が保管しているG社に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できないほか、申立期間にG社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた一人は、「当時、申立人とは異なる姓の方が親子で勤務していたことは覚えているが、ほかに親子で勤務していた方はいなかったと思う。申立人についても覚えていない。」としており、当該期間当時、申立人がE社又はG社に勤務していた事実を確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和34年4月1日から36年12月25日までの期間、40年11月11日から41年3月1日までの期間及び同年5月21日から42年4月までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年2月28日に、資格喪失日に係る記録を同年5月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月28日から同年5月5日まで

私は、A社に二度勤めたが、最初に勤めた昭和53年2月28日から同年5月5日までの期間については、厚生年金保険被保険者記録が確認できない。申立期間において、一緒に製造作業に従事していた同僚には被保険者記録が確認できるのに、私には被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和53年3月7日から同年5月5日まで）及び同僚の証言により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたものと推認される。

また、申立人が、当該事業所において、申立人と一緒に製造作業に従事していたとする同僚は、「申立人と同じ日に入社し、一緒に製造作業に従事していた。退職したのも申立人と同じ日であった。」としているところ、社会保険庁の記録により、当該同僚が、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和53年2月28日に取得し、同年5月5日に喪失していることが確認できる。

さらに、当該事業所の元経理担当の役員で当該事業所の清算人である者

は、「A社の労働組合は、労働組合（連合会）に加入していたので、社会保険事務は適切に行っていたはずである。特に、雇用保険の加入記録がある者について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことは普通では考えられないと思う。」としている上、申立期間当時の製造部長であった者は、「A社は、臨時職員として勤務していた者についても厚生年金保険に加入させていたと思う。」と証言しているところ、申立期間において、当該事業所に係る被保険者記録が1年未満の者で、事情を聴取することができた8人（申立人が覚えている同僚を含む。）のうち7人（本人が臨時職員であったとする者4人を含む。）は、本人が当該事業所に勤務していた期間と被保険者期間は一致しているとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、入退社時期、年齢及び業務内容が同じ同僚の標準報酬月額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪し、元経理担当の役員で清算人である者は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による申立てどおりの資格取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年2月から同年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和17年9月1日から20年8月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を17年9月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月10日から20年8月19日まで

私は、昭和17年6月に、第1次徴用工として、A社に入社した。20年8月に、爆弾が落ちた時は、工場にいてびっくりしたことを覚えている。社会保険事務所に、当該事業所に係る被保険者記録を照会したところ、当該記録は見当たらないとの回答を得た。

申立期間において、当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和17年9月1日から20年8月15日までの期間については、申立人と共にA社に勤務していたとする同僚の証言及び申立人の詳細な記憶により、申立人が当該期間において当該事業所に勤務していたものと推認される。

また、当該同僚は、「私は、昭和17年9月に徴用工としてA社に入社し、最初の4か月間は申立人と同じ仕事場で働いていたので申立人のことを覚えている。」としているところ、社会保険庁の記録により、当該同僚が、昭和17年9月1日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が氏名を覚えている勤務内容の異なる同僚4人のうち2人は、いずれも同年9月1日に当該事業所に係る

被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「爆弾が落ちたときは工場の中にいた。翌日からはB市内の社員は出勤しなくなった。工場長等の責任者も顔を見せなかったので、私たちは、8月下旬まで工場の跡片付けをしていた。」としているところ、申立期間である昭和20年8月19日前後の期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者の多くが同年8月15日に被保険者資格を喪失していることを踏まえると、申立人も、同様に同年8月15日に当該事業所に係る被保険者資格を喪失したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の当該事業所における昭和17年9月から20年7月までの社会保険事務所の記録から40円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪している上、当時の事業主の所在は不明であり、これを確認することはできないが、当該期間に行われるべき事業主による資格取得届及び資格喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和17年9月から20年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和17年6月10日から同年9月1日までの期間及び20年8月15日から同年8月19日までの期間については、当該期間及び当該期間の前後において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、当該期間に申立人が勤務していたことをうかがわせる証言は得られなかった上、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和17年6月10日から同年9月1日までの期間及び20年8月15日から同年8月19日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和18年4月5日から19年2月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を18年4月5日に、資格喪失日に係る記録を19年2月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和21年3月6日から同年8月28日までの期間については、事業主は、申立人が同年3月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月28日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年3月を110円、同年4月から同年7月までの期間を150円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月5日から21年8月28日まで

私は、学校を卒業した後の昭和18年4月5日にA社に入社した。入社当初は、同郷で同期入社と同僚と一緒にB学校に在学し、授業が終了してから19時まで当該事業所で勤務していた。19年2月7日からは、当該事業所に在職したままC県のD学校に入校し兵役に就いた。復員後は、当該事業所で組立て作業に従事し、21年の夏まで勤務していた。

申立期間においては、当該事業所から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和18年4月5日から19年2月5日までの期間につ

いては、申立人と出身地が同じであり、A社に同期入社し、B学校でも申立人と同じ組であったとする同僚の証言及び厚生労働省が保管している軍の人事記録により、申立人が同年2月5日に軍に入隊したことが確認できることから、申立人が当該期間において当該事業所に勤務していたものと推認される。

また、申立人は、「学校を卒業し、A社に入社した当初は、同郷で同期入社と同僚と一緒にA社のB学校に在学し、授業が終了してから19時までA社で勤務していた。」としているところ、当該同僚は、当該期間において、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、「申立人とは、同郷の出身であり、同じ時期にA社に入社した。B学校でも同じクラスで、工場では同じ作業班で勤務していた。」としていることから、申立人が当該事業所に入社した当初において、申立人とその同僚の勤務形態に違いは認められないほか、申立人が、申立人と同じ時期に当該事業所に入社したとしている同僚6人のうち4人については、昭和18年4月5日に当該事業所に係る被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の当該事業所における昭和18年4月から19年1月までの社会保険事務所の記録から、40円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪している上、当時の事業主の所在は不明であり、これを確認することはできないが、当該期間に行われるべき事業主による資格取得届及び資格喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和18年4月から19年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和21年3月6日から同年8月28日までの期間については、社会保険庁が保管している当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、生年月日の一部（月日）が異なるものの、申立人と同姓同名（漢字表記が一部異なる。）で、基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和21年3月6日、資格喪失日は同年8月28日）が確認できるところ、i）前述の申立人と同郷の同僚は、「A社で、申立人と同じ年齢で同姓同名の者はいなかったと思う。」としていること、ii）当該被保険者名簿に記載されている氏名と生年月日で申立人以

外の記録の可能性を確認したが、その氏名と生年月日とが一致する者の記録はほかに確認できないことから、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 3 月 6 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 8 月 28 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿の記録から、昭和 21 年 3 月を 110 円、同年 4 月から同年 7 月までの期間を 150 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 19 年 2 月 5 日から 21 年 3 月 6 日までの期間については、申立人は、「私は、昭和 19 年 2 月に A 社に在籍したまま、志願して C 県の D 学校に入校し兵役に就いた。復員後は、A 社で組立て作業に従事していた。」としているところ、厚生労働省が保管している軍の人事記録により、申立人が 19 年 2 月 5 日から 20 年 9 月 1 日までの期間において軍に所属していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は、既に全喪しており、当時の事業主及び役員は、死亡又は所在不明であり、申立人が当該事業所に在籍したまま軍に入隊したかどうかを確認することができない上、当該期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の当該期間に係る在職の事実等をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 19 年 2 月 5 日から 21 年 3 月 6 日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年3月までの期間、43年4月から44年3月までの期間及び48年1月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から41年3月まで
② 昭和43年4月から44年3月まで
③ 昭和48年1月から50年9月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料は、母親が、他の公共料金等と一緒に自治会の納税組合に納付してくれていたと思う。また、申立期間③の国民年金保険料は、私が、妻の分も含めて他の公共料金等と一緒に自治会の納税組合に納付していた。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、社会保険庁の記録上、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、当該期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月22日に夫婦連番で払い出されており、その時点では、当該期間の一部は時効のため国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人は、「妻の分も含めて他の公共料金と一緒に自治会の納税組合に毎月納付しており、まとめて納付するようなことはなかった。」と、特例納付等で納付したとの主張も無く、当該期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間③に係る国民年金保険料を毎月納付していたとする納税組合について、A市は、「当該納税組合は平成17年度末に解散

しており、集金等の状況が確認できる資料が残っているかどうかは不明である。」としている上、当該納税組合の解散時の組合長であった者は、「納税組合に関する資料は既に処分した。」としており、申立人の当該期間に係る当該納税組合での納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人又は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親は既に死亡しており、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付状況が不明であるほか、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から50年9月まで
私の申立期間に係る国民年金保険料は、主に夫が、他の公共料金等と一緒に自治会の納税組合に納付してくれていた。
申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間直前に勤務していた事業所を退職したとき、夫はA社に勤務（昭和44年7月から47年12月ごろまで）し、厚生年金保険に加入していたので、夫がA社に勤務している間の国民年金保険料は納付しなくても良いと思っていた。」と主張しているところ、社会保険庁の記録上、申立人の夫が勤務していたとするA社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立期間のうち、昭和46年9月から47年12月までの期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月22日に夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効のため国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人は、「主に夫が、他の公共料金と一緒に私の国民年金保険料を自治会の納税組合に毎月納付しており、まとめて納付するようなことはなかったと思う。」と、特例納付等により納付したとの主張も無く、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、主に申立人の夫が申立期間に係る国民年金保険料を毎月納付していたとする納税組合について、B市は、「当該納税組合は平成17年度末

に解散しており、集金等の状況が確認できる資料が残っているかどうかは不明である。」としている上、当該組合の解散時の組合長であった者は、「納税組合に関する資料は既に処分した。」としており、申立人の申立期間に係る納税組合での納付状況を確認することができないなど、申立人及び申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年1月から56年3月まで

私は、22歳のころに、A市に住んでいた姉夫婦の家に住所を異動した。その後、時期は覚えていないが、市役所の担当者から国民年金の加入を勧められ、姉に加入手続を頼んだ。

国民年金に加入した当初は、収入が不安定であったこともあり、保険料は納付していなかったが、25歳になったころには、収入も安定し、また、姉からも国民年金保険料の納付を勧められたこともあり、さかのぼって納付できる分の保険料を納付することとし、私が姉に生活費として渡していたお金から、姉が分割で保険料を納付してくれていた。そのときの領収証は現在も持っている。

さかのぼって納付した以降の保険料については、口座振替により現在まで納付している。

申立期間の国民年金保険料は、姉が納付してくれていたと思うので、未納となっていることに納得ができない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間については、申立人が所持している当該期間に係る「納付書・領収証書」及び社会保険庁の特殊台帳を見ると、当該領収証書には57年5月15日付けのB銀行C支店の領収印が押されており、その時点では、当該期間に係る国民年金保険料は時効により収納することができなかったことから、管轄社会保険事務所は、当該期間に係る国民年金保険料を同年7月7日付けで還付している記録が確認でき、一連の還付の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間については、申立人は、「私が姉に生活費として渡していたお金から、姉が分割で保険料を納付してくれていた。さかのぼって納付した以降の保険料は、口座振替により納付した。」と主張しているところ、申立人が所持している「納付書・領収証書」及び社会保険庁の特殊台帳により、申立期間直前の 53 年 10 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料を過年度納付により納付していることが確認でき、申立人が申立人の姉に依頼してさかのぼって国民年金保険料を納付するようになったのは、55 年 11 月から 56 年 1 月までの間であると推認され、その当時の申立人の年齢は 26 歳であり、申立内容と記録がほぼ一致する。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の姉が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る国民年金保険料の納付金額、納付時期等に関する申立人の姉の記憶は曖昧^{あいまい}であり、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月9日から30年6月1日まで

私は、A社B支店の社員募集に応募し、昭和26年6月1日に嘱託社員として採用され、約半年後に本採用となり、C地区を担当していた。

それから約1年後、D支店が開設され、私は支店長となり、昭和32年に退職するまで、住所や勤務地の変更は無かったにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録によると、申立期間の直前直後の期間（昭和28年4月10日から同年9月9日までの期間及び30年6月1日から32年9月1日までの期間）において、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人が申立期間に勤務していたとするA社D支店に申立人一人だけが勤務していたとしている上、申立期間においてA社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、A社D支店が開設されたこと、及び申立人のことについて、覚えている者は一人もおらず、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことを特定することができない。

また、昭和34年にA社と合併したE社は、「当時の資料が無く、申立てどおりの届出、保険料控除及び保険料納付を行ったかどうかについては不明である。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった上、社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得日（昭和28年4月10日、

30年6月1日)及び喪失日(昭和28年9月9日、32年9月1日)はオンライン記録と一致しているほか、被保険者は健康保険の整理番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から同年 12 月まで

私は、学校を卒業した昭和 38 年 3 月ごろに、A 社 B 支店に入社し、営業の仕事をしていた。

当時の資料等は何も無いが、当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が覚えている A 社 B 支店の所在地は、当時、A 社 B 支店（昭和 37 年 5 月 1 日から A 社 C 支店で適用）の社会保険の事務手続を行っていた A 社 C 支店（昭和 39 年 10 月 1 日から本社一括適用）に係る被保険者資格を取得し、A 社 B 支店に勤務していたとする者が覚えている A 社 B 支店の所在地と一致している上、申立人が覚えている当時の上司は、申立期間当時、A 社 C 支店に係る被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、A 社 B 支店に勤務していたものと推認される。

しかし、A 社の事業を継承した D 社は、「当時の A 社に係る資料等は保管していないが、当時は営業職と事務職があり、営業職については、入社後半年から 1 年の間は委託契約ということで歩合給のみ支給しており、厚生年金保険には加入させていなかった。営業成績が優秀で一定の条件を満たした者は後に正社員となり、そのときに厚生年金保険に加入させていた。」としているところ、昭和 35 年 4 月 1 日に A 社に係る被保険者資格を取得し、A 社の社会保険委員であった者も同様の証言をしている上、申立期間当時、A 社 C 支店に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた 15 人のうち 6 人についても同様の証言をしていることを踏まえると、A 社は、

営業職として入社した従業員については、少なくとも入社した時点で厚生年金保険には加入させておらず、年数や一定の条件等を満たした者についてのみ厚生年金保険に加入させていた可能性がうかがえる。

さらに、社会保険庁が保管しているA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間において欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。